

第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年8月8日(月) 13時30分～16時10分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 資料目次

(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況(8月5日現在)

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 皆様おそろいになられましたので、ただ今から第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

○佐藤部会長 こんにちは。では、第4回鳥取県最低賃金専門部会を開会します。

それでは、議事の1番目、金額審議になります。事務局から資料の説明をお願いします。

○片山賃金室長 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況ということで、8月5日現在、改定額等が分かっているところについてお示しします。御覧いただければと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいところですが、本日も前回同様、労働者側、使用者側、それぞれ御意見を頂きたいと思いますが、その前に、いつもどおり、河村委員、西本委員で、本日の議事の進行についての三者協議をしたいと思います。いかがでしょうか。

○河村委員 はい。

○西本委員 はい、お願いします。

○佐藤部会長 では、一旦、10分少々休会したいと思います。会場の方、よろしく願います。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。三者協議が終わりましたので、再開したいと思います。

では、議事の1番目の金額審議ですが、これから労働者側、使用者側、それぞれの協議終了後に、それぞれ金額の提示と、その根拠について発表していただきたいと思います。

というわけで双方分かれて協議をしていただきます。本日は、公益委員も別に協議をしたいと思いますので、三者分かれて協議をしたいと思います。

では、事務局で会場の案内をお願いします。

10分間休会したいと思います。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 では、皆様お戻りですので、再開します。

それでは、労働者側、使用者側、双方から金額等の主張をしていただきたいのですが、今回は使用者側からお願いしたいと思います。

○西本委員 答えからいくと、前回の22円から23円程度が妥当というところで、これ

を変えるつもりはありません。第4表の③のDランクの合計ということで、この2.4%というのを基準にしています。

もう一つ申し上げますと、私は目安の検証というところも踏まえて930円掛ける2.4%、鳥取県の821円掛ける2.4%ではなくて、930円掛ける2.4%で22.3円ということを導き出しておりますので、そういうふうなところで御理解いただけたらと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、使用者側委員の方で補足等がありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、続きまして、労働者側委員からお願いしたいと思います。

○河村委員 前回、提示した41円から、歩み寄りということで公益委員からの指示もございましたので、どうにか歩み寄れる部分を少し探してみました。

まず、基本的な考え方とか、具体的な指標の中期的な視点、あるいは鳥取県のポジション、そういった部分は譲ることはできませんので、前回お示しをした考え方に沿って続けていきたいと考えています。

あと、春闘の結果の反映についても連合鳥取の実績として、1.92%というのは、これはファクトですので、ここの部分も譲れないと考えています。

次、物価上昇の部分です。ここの部分は、春闘の中である程度物価上昇が加味できたのではないかなという部分も少し検討をしてみました。ただ、我々連合鳥取では1月ぐらいに春闘の要求内容を組み立てるわけですが、その段階では物価上昇が加味できていないという部分、それと、多くの労組が回答を得られているのが3月末から4月中旬、下旬ぐらいにかけてですが、この段階でまだ消費者物価指数について、2.3%程度上がっているという公表数字が見えていない状況でした。大体、公表数字は2か月程度遅れてくるというふうに認識をしています。そういったところを加味しますと、今回の春闘の結果が物価上昇分を十分に反映できているとは少し考えづらい部分があります。したがって、物価上昇分としては2.3%ということで考えざるを得ないのかなと思います。

これだけだと歩み寄りが見られないということになってしまいますので、次、地域間格差の改善の部分です。当初、提示をしたのは2012年から2021年までの、この拡大してきた地域間格差、これを2年間で改善をしていきたいということを想定して提案をしていました。この部分を、何の根拠かと言われるとちょっと乏しいわけですが、4年間と

いうことで、4年程度で改善をするということにさせていただき、以上のことから4.6%、38円の引上げを提案させていただきたいと思います。

ちなみにこの4.6%、38円の引上げで、影響率が18.23%ということになります。現時点で、A、B、C、Dランク、全国47都道府県で18の都道府県から金額の結審といいますか、回答が出ています。その中で影響率の状況を見ますと、Aランクが6県ある中の3県で公表されていまして、影響率のアベレージが22.5%、Bランクは11県のうち7県で影響率が開示をされておりますけれども、18.32%、Cランクが14県のうち6県で、アベレージが18.13%、Dランクが16県のうち、まだ2県ですけれども、アベレージが20.2%ということで、47都道府県のうち18県で影響率が出ておりますけれども、アベレージで19.11%ということになっております。今回、目安金額自体が高いということもあって、影響率が全国的に少し高い傾向にはあります。そういった中であっても、鳥取県は、先ほど言いました38円で18.23%ということですから、全国平均から見ても、そこまで高い数字ではないと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、労働者側委員から補足説明等ありますでしょうか。

○寺田委員 今、河村委員から、歩み寄りということでお話があったと思いますが、前々回のときに隣接県の賃金が高ければ、県境への労働力の流出がしかねないという発言をさせていただいたと思います。

例えば金額を提示させていただいて、少し分かりやすく提示できると思いますので、岡山県の最低賃金が862円、これは鳥取県との差が41円、広島県に関しては差が78円です。兵庫県は107円、大阪府にしてみれば171円の差があります。一番高い東京都、ここに関しては220円と差がついております。これらを2,000時間で換算した場合は、岡山県とは8万2,000円の差が出ます。広島県とは15万6,000円の差、兵庫県とは21万4,000円の差、大阪府に関しては34万2,000円の差が出ます。東京都だと44万円の差が出てきます。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ、地方からやはり都市部へのさらなる労働力の流出につながって、地方の中小、小規模事業所の事業継続、発展の厳しさに拍車が掛かることから、賃上げしやすい環境整備を行うことが必要であり、また人材確保、定着の観点からも改善を図っていく必要があると考えます。

雇用の安定、経済社会の活力の源となる人への投資、これは必要であり、その重要な要

素がやはり最低賃金の引上げであると考えます。最低賃金を引き上げることで労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資すると共に、国民経済の健全な発展に寄与する最低賃金法第1条の目的を果たすべきであると考えます。賃金格差はやはり大きな課題であると思います。歩み寄りというふうに言われましたが、やはりここも考えていただきたいなと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○北畑委員 賃金に関する事で少し触れていきたいと思えます。

鳥取県では、「とっとり女性活躍ネットワーク会議」とか、「女星活躍とっとり会議」、これは経済団体ですとか労働団体、行政が一丸となって構成されている女性活躍推進に関わる諸会議ですが、その女性活躍ネットワーク会議の中で、県の目指す姿として、日本を牽引する女性活躍のトップランナー県を目指すということとしております。鳥取県の女性の働き方、鳥取県における女性の働き方に大いに期待をする内容になっていますが、当然、この内容につきましては、私ども審議会委員全員が賛同いただけるものだと思っています。

一方、第533回鳥取地方最低賃金審議会資料の31ページの性別、年齢別表というところでは、この中で821円の男女計が4,037名で、男性と女性に分けた人数を見ると、この821円、822円、823円などなど、その最低賃金近傍で働いている方については、圧倒的に女性が多いと。かつ20歳から54歳までの方、正に女性活躍推進に期待をする方々が多く在籍をしているといったところです。日本を牽引する活躍を期待するのであれば、やはりその期待に値するだけの対価、賃金の必要性も感じています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側委員は以上でよろしいですか。

では、使用者側委員で何か追加はありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、今、双方、金額と御意見等を賜ったところですが、使用者側からは前回同様22円から23円、そして労働者側からは41円から歩み寄っていただきまして、38円ということで御提示いただきました。

いまだにこの開きはかなり大きいものと感じています。そこで、これから公益委員と労働者側委員、そして公益委員と使用者側委員とで、また協議をさせていただきたいと思えます。

それでは、一時休会をさせていただきたいと思えますが、事務局で会場の準備をお願い

します。

では、休会いたします。

[公・労協議]

[公・使協議]

○佐藤部会長 では、皆さんお戻りになりましたので、再開したいと思います。

公益委員として、労働者側の委員、そして使用者側の委員と協議をしまいましたが、先ほどの金額と同様でありました。ということで、まだ開きがあるということになります。

労働者側、使用者側の委員で何か追加で申し述べたいことなどがありましたらお願いします。

○花原委員 では、要望という形でお話しさせていただきたいと思います。私も最低賃金の審議会に入って、目安というのがすごく不明確だったというのが、まず率直な考えです。やはり論理的にこういう形で賃金を上げますよというのがまず本来で、今回も使用者側は第4表の③を利用しながら、2.4%を使用させていただいて、二十二、三円という形で賃上げの提示をさせていただきました。労働者側も、5%のところはよく分かりませんが、そういう数字に基づいて、一応41円から38円まで妥協したという形の金額の38円が出ていると思います。ただ、目安については根拠が全くない。なぜA、Bランクが31円、C、Dランクが30円になったのかというのが全く根拠のない、根拠はあると思いますけれども、全然分からない数字が出ているので、そこに結局、上と下が引っ張られていると、労働者側は目安よりか高い金額を出してくるのは当然だと思いますし、使用者側は目安より低い金額を出してくるのは当然のことだと思います。目安があって、目安の中間にあって、それが下がって行って、あと調整しながら、地方はその地方の経済に合わせてながら最終の最低賃金を決めるというやり方で今まで来ていると思っています。

なおかつ、中央最低賃金審議会での目安に関する公益委員見解では政府の加重平均で1,000円を目指すということを尊重するという形を取られているので、その1,000円がターゲットとしてまずある。なおかつ3%も上げてくるというのがある。その二つを見れば、今年、仮に物価上昇も入れながら3.3%という形で、これが妥当だという形で公益委員見解の中で書かれていますが、3.3%上がると今年の平均が、去年が930円ですので、今年が多分960円ぐらいになると思います。それでいくと来年は4%ぐらいで、全国加重平均1,000円を目指しているのかというのがうかがえます。

毎年同じことをやっていくのであれば、目安も示さない、根拠を示さないということ

になれば、政府がAランクは幾ら、Bランクは幾ら、Cランクは幾ら、Dランクは幾らという形で金額提示して法律で決めれば、すったもんだしなくて済むなという感じもします。個人的な意見になりすみません。それは全国平均一律云々という話もよく分かりますし、フランスとかイギリスが1, 500円前後になっていますが、日本がかなり低く五、六百円違うので速やかに諸外国と同じ金額に合わせたいというのもよく分かっています。今こういう流れの中で目安を出されて根拠も示さない中、各地方で審議をするというやり方が今後何年も続くのかなとつくづく思います。

鳥取県内では、10人未満の企業が9割くらいを占めているはずですが。その中でパートも多いので、仮に30円上がっても年間にしたら一人当たり6万円か7万円ぐらい賃金アップする。それに社会保険料も踏まえれば8万円くらいの負担増になってくると思います。例えば5人も抱えていたら、企業として40万円くらい人件費の増額になります。ただ、その40万円はどこで吸収するのか、その分売上げが上がっていくのか、単価が上がってくるのかという懸念があります。かつ、いわゆるゼロゼロ融資の返済も始まります。その資金はどこから出すのかということになります。政府などからいろいろな補助金を出されても一過性の問題なのです。最低賃金は今年上がれば来年も再来年も上がっていきます。今、会社を廃業したら財産までは取られないという社長も結構いらっしゃいます。しかし、踏ん張って踏ん張ってやっていて倒産したら、資産はみんな担保に入っていますから経営者の資産も全部取られてしまうので、廃業という形もあるのかなと思っています。

今現在、失業率が2.8%ですが、これは雇用調整助成金の関係で2.8%に落ち着いていますが、いつまでも雇用調整助成金があるとは限らないと思います。これがなくなり仮に失業率5%になったときには、ああ、今まで最低賃金を上げたのは間違ったなと思うのではないかと思います。

あとは、前回もお話しさせていただきましたが、今賃金を上げます、それに対して政府として、社会保険料を時限的に免除したりとか、消費税の減免を考えたりとか、ガソリン税の減免を考えると、そういう方策も補助金以外に要るのではないだろうかと思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○北村委員 今の花原委員の発言のとおりです。特に、鳥取県の商工団体の中には、商工会議所と我々の商工会と経済団体があります。商工会の方は、小規模事業者主体の商工団体で、私は、その商工会に所属していますが、小規模事業者が7割以上です。その30円

の根拠は、小規模事業者から見たら何なのかというのが、まず疑問に思っている状況です。確かに中堅企業だったらそれぞれ理解はできるかも知れませんが、製造業においては委託加工がほとんどで、あと個人事業主がほとんどという中では、ほとんどが最低賃金イコール、パートさんの単価に相当してくると思います。

それで、私の会社もパートが何名かおられます。最後にちょっと公益委員との協議の中でお話しさせていただきましたが、人手不足ということもあり、昨年度、定年延長などを行うことで、65歳超雇用推進助成金がありました。それで、昨年度29円というものを納得せざるを得なくて納得はしましたが、その時点では、政策の中に定年延長の助成金や、業務改善助成金が盛り込まれていたように思います。定年延長があるから、若しくは、併せて企業内最低賃金、給与が30円アップすることによって業務を改善するための資本投資について、3分の2の補助が受けられるという業務改善助成金があるという前提の中で、ほとんどの事業主さんが納得はしていないのですが承諾したという状況、私もそうだったので。だから、基本的には、うちの従業員にしても言えることですが、実際には80歳以上の方も勤めておられます。それで、二十二、三歳の人も勤めております。例えば、22歳の方というのは、県外から岩美町に来て結婚して、それで新居を持たれて住まれています。そこには、今、保育園に通っている子供さんがおられるので、朝、8時半、9時の出勤で、3時にはお迎えで帰られます。短時間ですが働いて、少しでもローンの足しに、また生活の一部の足しにという方がほとんどです。高齢者の方につきましては、もう若い者が鳥取市内若しくは県外に出ておられて、老夫婦2人で住んでいて、生活していかないといけないので、同じ働くのだったら、パートでもいいから、農業しながら働けるエリアで、8時から3時、4時まで、土曜日は休んでもらって、それで時間調整しながら収入を得ているという方がほとんどです。

だから、その辺のことを考えたときに、実際そういう方々の賃金が30円、40円上がったときに、果たして一企業が維持できるだろうかと。何らかの形で政府の支援なりがあって昨年度は了解した部分もありますが、現状から見たら、その三十何円、40円というものは、根拠がちょっと我々は理解できないのです。先ほども言いましたが、別にワーストワンでもいいじゃないかというのが個人的な気持ちです。ただ、隣県の取引、若しくは商圈が一緒のエリアもありますので、そういうこともできかねる分もありますけれども、我々東部から見たら隣が兵庫県なので、実際に100円以上の格差があるという意識は全くありませんでしたが、何とか我々としても東部の小規模事業者については、最低でもい

いのではないかと、最低経営が成り立ち、商売が成り立つエリアだったらいいのではないかと
という気持ちは自分も持っているところです。

ただ、全てがそういうわけではないので、何とかその中で考えながら今後は審議してい
かなければいけないと思うのですが、ただ、最低賃金が上がることによって消失する人材
も発生するという覚悟だけは持った中で、取り組んでいかなければならないと思いますの
で、その辺を頭に置きながら取り組んでいきたいなという思いでございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○花原委員 例えば最低賃金を仮に今30円上げますよとなれば、ある企業が10人、例
えば全部パートでやっていたら、高い人もそれに引き連れて上がるという会社もあるとい
うことを聞いています。だから1人だけの会社負担ではなく、例えば10人いれば、10
人分の会社負担が出てくるという考え方も持っていたきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見、御要望等ありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、本日、労働者側からは38円、使用者側からは前回同様の22円か
ら23円ということで金額を提示していただきました。公益側との協議の中で、本日にお
いては、これが縮まるということはないさそうでしたので、審議はまた明日以降に引き続き
行います。

次回、第5回目の専門部会を明日、開きたいと思いますが、いかがですか。よろしいで
すか。

(異議なし)

○佐藤部会長 それでは、明日8月9日の午後1時から、第5回鳥取県最低賃金専門部会
を開催したいと思います。御参集をよろしくお願いいたします。

では、続きまして、2番目の議事、その他になりますけれども、事務局から何かありま
すか。

○片山賃金室長 第5回鳥取県最低賃金専門部会は、明日8月9日午後1時から、この会
議室において開催いたします。その審議状況に応じてということになりますが、第534
回鳥取地方最低賃金審議会の答申、もし明日の午後の1時に結審すれば、その日のうちに
答申を行いたいと考えています。場所としては、同じこの会議室で開催します。ただし、
明日の専門部会において全会一致となった場合がありますと、最低賃金審議会令第6条第
5項の適用を受けて、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働

局長宛て答申がなされますので、次回、第534回鳥取地方最低賃金審議会は開催しないということになります。

それと、もし仮に明日結審しまして、審議会答申のあった場合ですけれども、この場合、8月26日金曜日に第535回鳥取地方最低賃金審議会、異議審議ということで開催する予定としております。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。御予定の方、よろしく願いいたします。

○河村委員 明日、第5回の鳥取県最低賃金専門部会ということで、その状況次第で第534回鳥取地方最低賃金審議会ということで説明がありましたが、今の状況で非常に開きが大きく、我々としても歩み寄りの姿勢は見せるつもりではおりますが、なかなか恐らく明日で結審というのも少し難しいのではないかという感触を持っています。そんな中で、本審の後、審議会委員の御都合もあろうかと思っておりますので、本審の方は10日の開催ということで進めていただいて、専門部会は明日、場合によっては、明後日も含めて開催をさせていただきながら、明日、ある程度方向が決まれば明後日の専門部会はなしで、そのまま明後日本審だけというような日程も考える必要があるのではないかと思います。審議会委員の御予定もあろうかと思っておりますので、そろそろ確定をした方がいいのかなという気もしますし、審議の状況も非常に難航すると予想されますので、そういった御提案を少しさせていただきたいと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今河村委員から、10日までということで、本審は10日に行うということで御提案ありましたが、皆さん、御異存はございませんでしょうか。

○西本委員 使用者側も今回いろいろと歩み寄り難しいのかなと思っております。先ほどの公益委員との協議の中でも、使用者側の審議会委員お二人への事前説明のためにも、8月10日の11時から本審というのは、そうしていただくと非常にありがたいと思っております。

○佐藤部会長 では、明日、専門部会を行って、明日の審議状況に応じて10日にも専門部会を開くかどうかを決めます。本審の方は10日に行います。ここで結審に向かいたいということで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

では、以上で本日の議事内容は終わりになりますので、今日も長時間でしたが、どうもありがとうございます。以上で閉会します。